

# 月例審査会 応募要項

平成 30 年度

## ●神奈川県本部月例審査実施要項

- 第 1 条(目的) 県本部は、会員の写真技術向上のため、月例審査会を行う。
- 第 2 条(参加資格) 審査会には、支部会員及び個人会員が参加できる。但し、個人会員が参加する場合は、年度当初に、「参加申込書」(様式 1)と共に、年度月例参加会費として、年額 3,000 円を、全日写連 神奈川県本部へ提出するものとする。提出先は、次の通り。  
〒231-0021 横浜市中区日本大通 15 朝日新聞横浜総局内 全日写連 神奈川県本部 月例係
- 第 3 条(部門) 月例審査は「自由部門」と「ネイチャー・風景部門」とに分けて実施する。但し、ネイチャー・風景部門の合成・変形加工は認めない。これに違反した場合は、入賞入選を取り消す場合がある。
- 第 4 条(応募票) 参加作品の裏には、月例作品応募票(様式 2)を貼付する。  
1) 作品点数は、両部門合わせて 3 点以内とする。  
2) 作品のサイズは、A 4 から四ツ切までとする。  
3) 組写真の場合は、1 点 4 枚以内とし、画題を中央の写真の下に吊り下げること。
- 第 5 条(提出方法) 作品の提出方法は次のとおりとする。  
1) 支部会員は原則として、審査会当日に各支部の県本部委員が持参する。  
2) 支部会員及び個人会員が、作品を郵送する時は、前月末までに、返却用封筒(切手貼付)を同封して、全日写連 神奈川県本部へ郵送する。宛先は、次の通り。  
〒231-0021 横浜市中区日本大通 15 朝日新聞横浜総局内 全日写連 神奈川県本部 月例係
- 第 6 条(審査員) 月例審査員には、関東本部委員及びそれに準ずる者で、支部等の指導経験のある者が当たるものとし、常任委員会の意見を参考に、委員長が決定し委嘱する。委嘱期間は、原則として 2 年とする。
- 第 7 条(入選点数) 月例審査で選出する入賞作品の数は、当分の間、次のとおりとする。  
1) 自由部門:優秀賞 1 点 特選 2 点 入選 30 点 合計 33 点  
2) ネイチャー・風景部門:優秀賞 1 点 特選 1 点 入選 23 点合計 25 点
- 第 8 条(年度賞) 両部門とも、上記作品に、下記 1) の得点をつけ、下記 2) の要領で、1 位から 10 位までに年度賞を授与する。  
1) 優秀賞:3 点 特選:2 点 入選:1 点  
2) 年間合計得点の多い順に順位をつけるが、同得点の場合は、上位賞獲得回数の多い者を上の順位とする。
- 第 9 条(H P 掲載) 優秀賞、特選は、県本部 HP に掲載するので、HP に掲載可の作品のみを応募する。肖像権、著作権等については、撮影者自身が責任を負うものとする。

付則 1 この要項は平成 29 年 4 月 1 日から実地する。

追加) 付則 2 上記以外の事項については、「県本部コンテスト等応募規定」に従うものとする。

様式 1 . . . . . 個人会員月例審査会 参加申込書

様式 2 . . . . . 月例作品応募票

<http://ajaps-kanagawakenn.la.coocan.jp/00-getsureikai/DownloadFiles/getsurei-oubohyou.html>